主 文 本件上告は之を棄却する 理 由

被告人辯護人弘中武一の上告理由は別紙上告趣意書と題する書面記載の通りである

のて、按ずるに主要食糧としての米麥に對する価格統制は其の他諸物資に對する 統制と共に物債政策の一環として貨幣経済生活の安定を直接の目的とするものであ るから米麥にして其の實質的品質一般通念に照し米麥と稱するに支障なきものは當 然米麥としての価格統制に従ふべきものであつて之を価格秩序の埒外に放置して統 制価格以上の価格に依る取引を是認し得べき理山はない

仍て刑事訴訟法第四百四十六條を適用し本件上告は之を棄却すべきものとし主文 の通り判決する

(裁判長判事 森加重登 判事 柴原八一 判事 藤堂眞二)